

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>村田町公民館条例 第8条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和41年条例第71号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (使用料)                  第8条 公民館の使用については、使用者から使用料を徴収する。                  2 使用料の額は、別表のとおりとする。                  3 使用料は、許可の際納付しなければならない。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和3年4月2日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>